

平成 30 年第 11 回農業委員会総会議事録

平成 30 年 11 月 1 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 30 年 11 月 1 日 (木)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 68 号 農地法第 3 条許可について

議案第 69 号 農地法第 4 条許可について

議案第 70 号 農地法第 5 条許可について

議案第 71 号 非農地証明について

議案第 72 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 73 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

[報 告]

報告第 65 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 66 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 67 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 68 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 69 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 70 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	久保田章生
4番	井野義美	5番	鬼塚健太	6番	川越定光
7番	松元明彦	8番	川崎和久	9番	松田実
11番	川崎正信	12番	川越正彦	15番	小倉俊博
16番	片上英行	17番	比惠島章之	18番	川越達也
19番	秋山広美	21番	中村和寛	22番	外蘭香
23番	井田勝美	24番	小玉利光		

5. 欠席委員

10番	長友紘子	13番	茜ヶ久保加代	14番	持原義信
20番	前田峰子				


6. 事務局出席者


局長	小八重 和 久	副主幹兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	加 野 步 夢		
総務係主事	富 永 昇		
総務係主事	平 下 拓 実		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 鬼塚健太 

委員 秋山広美 

午後3時0分開会

○議長（松田） これより平成30年第11回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10番長友紘子委員、13番茜ヶ久保加代委員、14番持原義信委員、20番前田峰子委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、5番鬼塚健太委員、19番秋山広美委員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり1ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

本日は6議案の御審議をお願いいたします。

議案第68号農地法第3条許可については8件、議案第69号農地法第4条許可については1件、議案第70号農地法第5条許可については37件、議案第71号非農地証明については2件、議案第72号農用地利用集積計画の決定については180件、議案第73号相続税の納税猶予に関する適格者証明願については1件、以上、審議件数は229件となっております。

なお、農地法第3条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、55万4,550平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、43万832平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第68号農地法第3条許可について、1ページから2ページの152番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第3条許可について説明します。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかについて審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件につきましては、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となっております。1ページの150番、2ページの156番が該当しております。150番につきましては、申請者が基盤強化法と3条申請どちらにするかを検討し、所得税の控除がないことも了解した上で、3条申請を選択した案件、156番につきましては、既に行政書士に依頼済みだった案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの156番までを議題とします。

○事務局（岡本） 番号154番、155番をごらんください。

関連がありますので、あわせて説明をいたします。

154番は、所有権の持分を贈与する申請となっております。渡人のうち、川南町在住の個人は、申請地について9分の2の持分の所有権を有しております。その9分の2の持分を受人に贈与する申請です。

155番は、残りの9分の7の持分について、所有者全員から受人へ使用貸借をする申請です。

以上2件の申請を同時に行うことによって、農地1筆全部について、受人1人のみが耕作する権利を有することから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 69 号農地法第 4 条許可について、4 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 4 条許可につきまして御説明いたします。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。

それでは、番号 55 をごらんください。

申請人は、宮崎市大字浮田在住の個人です。申請地は、宮崎市大字浮田にあります宮崎市立生目小学校から南西に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に周辺の宅地や農地へ行くための通路を整備したく申請に及んだものです。申請地は、過去に土地改良事業の対象となっており、農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、汚水等は発生せず、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 70 号農地法第 5 条許可について、5 ページの 223 番を議題とします。

○事務局（押川） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。

それでは、番号223について説明いたします。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町上田島在住の農家、受人は宮崎市清武町今泉乙在住の個人です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに計画図を掲載しております。また、申請地周辺の農地の広がりに関するA3判の資料を配付しております。あわせて御参照ください。

本案件の申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市佐土原町と西都市の境にかかっております黒生野大橋の南詰から南東に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を整備したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、お配りしておりますA3判の資料にあるとおり、約13.3ヘクタールの農地の広がりの中に位置しておりますので、「第1種農地」と判断しております。

「第1種農地」における農地転用につきましては、原則不許可となっております、法令により不許可の例外事由が定められておりますが、不許可の例外事由に該当する場合のみ、農地転用が可能となります。今回の転用目的は「太陽光発電施設の設置」となっております、これは不許可の例外事由に該当しないことから、事務局としては、本案件は不許可相当と判断しております。通常、許可の見込みがない案件につきましては、相談の時点でその旨説明しているため、申請に至らないケースがほとんどでございますが、本案件につきましては、申請者側が第1種農地との農地区分判定に納得がいかず、書面で結果を受けたいということで申請書の提出に至ったものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件につきましては、先ほどの事務局の説明では不許可相当と判断されるのとのごとくございました。本案件について許可相当とすることに賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者なし)

○議長(松田) 賛成なしでありますので、不許可相当とすることに決しました。

なお、本件の審議方法について、事務局に説明をいたさせます。

○事務局(矢野) ただいまの番号 223 につきましては、先ほどの審議の結果、「不許可相当」との意見になりましたので、本件の審議の方法について御説明いたします。

通常、総会で審議される転用に関する議案で「許可相当」の意見が付された場合は、都市計画法等関係法令との調整を待ち、総会后に事務局規程に基づき会長専決で許可の決定と指令書の交付を行っています。

ただいま配付いたしました、「説明資料」と記載してある紙をごらんください。上段に宮崎市農業委員会事務局規程の抜粋を記載しております。

第7条に、会長の専決事項として「(3) 農地法第4条第1項、第5条第1項及び第18条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付に関すること。(農業委員会総会において許可相当である旨の意見が付され、その意見どおりに許可するものに限る。)」と記載されております。括弧書きの最後の部分に「限る」とございますので、総会で「許可相当」となった案件に限り、会長専決で許可の決定等が可能な規定になっております。

しかし、本件につきましては、総会での審議結果が「不許可相当」でございますので、これは事務局規程で定められた会長専決事項には当てはまらず、不許可の決定と指令書の交付については、総会の決定が必要になるため、本総会での議決をお願いするものでございます。

次に、指令書の内容について御説明いたします。

お手元の指令書(案)、譲渡人と譲受人用の2部配布しておりますので、ごらんください。

申請人につきましては、それぞれ議案に記載したとおりでございます。

申請日は平成30年10月12日、指令書の日付は本日11月1日としております。

1の土地の表示、2の転用の目的については、議案に記載のとおりです。

3の不許可の理由についてですが、申請地は、農地法第5条第2項第1号口に規定する農地であると記載しております。これは議案の説明のときにも申し上げたとおり、申請地は第1種農地であるという意味でございます。第1種農地は原則転用不許可であり、今回の太陽光発電施設という申請内容は、先ほど見ていただきました説明資料の中ほどに記載しております農地法第5条第2項ただし書きほかに規定されました不許可の例外事由、十数件記載しておりますが、このいずれにも該当しないため、不許可の理由としております。

最後の4の教示というところですが、裏面をごらんいただきたいと思っております。この処分不服がある場合には、行政不服審査法に基づく審査請求及び処分取消しの訴えの提起ができる旨記載しております。

なお、この教示につきましては、許可相当の御意見をいただいた上での許可書の交付の際も記載しております。

説明は以上でございます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本件について、不許可の決定及び指令書を交付することに賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、不許可の決定及び指令書を交付することに決しました。

次に、5ページから6ページの224番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号224について説明いたします。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町東上那珂在住の農家、受人は東京都港区六本木に本拠を置く太陽光発電などの電気事業を行う法人です。

「農地法第5条許可資料」の5ページに位置図、6ページに航空写真、7ページに計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、5ページの位置図のとおり、宮崎市佐土原町東上那珂にあります愛和ゴ

ルフクラブの東約 300 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を整備したく申請に及んだものです。なお、一体利用する雑種地などを含めた全体面積は 1 万 1,479 平方メートルとなっております。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」と判断されます。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止し、雨水は隣接する河川及び水路に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6 ページから 7 ページの 225 番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号 225 について説明いたします。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町在住の農家など個人計 11 名、受人は宮崎市橘通東 4 丁目に本拠を置く養鰻業を行う法人です。

「農地法第 5 条許可資料」の 9 ページに位置図、10 ページに航空写真、11 ページに計画図を掲載しております。

申請地は、9 ページの位置図のとおり、宮崎市佐土原町下田島にあります日向大橋の南詰から南に約 400 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に養鰻場を整備したく申請に及んだものです。なお、一体利用するその他の土地を含めた全体面積は 1 万 214.95 平方メートルです。申請地は過去に土地改良事業の対象となっており、農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「水産動植物の養殖用の施設」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲には L 型擁壁を設置し土砂の流出を防止し、排水は沈殿槽及びろ過槽で処理し、雨水とともに南側の河川に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと

思われます。

なお、本養殖場の設置につきまして、地元水利組合、土地改良区及び隣接する土地の所有者から同意書が提出されております。また、雨水排水の処理につきまして、放流先である河川の管理者と協議が調っているとのことでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページから8ページの227番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号226をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町甲在住の農家、受人は東京都江東区木場に本拠を置く住宅建設等を行う法人です。

「農地法第5条許可資料」の13ページに位置図、14ページに航空写真、15ページに計画図を掲載しております。

申請地は、13ページの位置図のとおり、宮崎市田野町南原2丁目にあります田野町物産センターみちくさから南に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宅地造成したく申請に及んだものでございます。申請地は、平成17年6月24日に換地処分が行われました田野町中ノ原土地区画整理事業の施行区域内でございます。都市計画法第8条第1項第1号に規定します用途地域が定められている区域内の土地であり、農地区分は「第3種農地」となります。また、今回の転用目的は宅地造成となっておりますが、通常、建築物や工作物等の上物の整備を行わず、土地の造成だけを行う農地の転用は認められておりませんが、用途区域が定められた区域内においては、例外的に許可の対象となっております。申請地は直接農地とは接しておらず、汚水等は発生せず、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

次に、番号 227 をごらんください。

申請人のうち、渡人は川南町在住の個人、受人は宮崎市佐土原町西上那珂に本拠を置く砂利採取業を行う法人です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります市民の森公園から北西に約 800 メートルの場所に位置する土地です。受人は申請地の隣接地に砂利などの資材置場を整備しており、それに付随し、申請地に露天駐車場を整備したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止し、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

なお、「第 1 種農地」で「既存敷地の拡張」に該当している案件は、番号 231 がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 228 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市村角町在住の農家、受人は宮崎市大字島之内に本拠を置く土木工事業などを行う法人です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります市民の森公園から西に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の道路改良工事の現場事務所及び露天駐車場として使用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地は、農業振興地域の「農用地区域」内にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、新たな造成などは行わず、現状のまま利用し、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思わ

れます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、そのほかの案件におきましても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「農用地区域」もしくは「第1種農地」で一時転用に該当している案件は、番号229、232、233がございます。

次に、番号230をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字浮田在住の個人、受人は宮崎市大字恒久在住の個人2名です。申請地は、宮崎市大字浮田にあります宮崎市立生目小学校から南西に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を整備したく申請に及んだものです。申請地は、過去に土地改良事業の対象となっており、農地区分は「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止し、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○21 番(中村委員) 農地に住宅を建てる場合、第1種農地以外、2種、3種においては、集落接続と関係なくできるんですか。

○事務局(押川) 第3種農地については原則許可となっておりますので、転用申請書の内容と添付書類に不備がなければ大丈夫です。第2種農地につきましては、その他、第3種農地または農地以外のところとの代替性を検討して、ほかのところでも転用の実行性があるような場合は、そちらを優先して使っていただくという規定にはなっております。原則としては、申請があり、添付書類等に不備がなければ、転用はできることになっております。以上です。

○21 番(中村委員) わかりました。ありがとうございます。

○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号224番、225番、226番につきましては、11月12日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問いたします。

議案第71号非農地証明について、18ページを議題とします。

○事務局(矢野) 議案第71号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記地目が農地で非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され、将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合がございます。

この2件の証明願の案件につきましては、10月19日に地元農業委員と現地調査を行った結果、いずれも申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第72号農用地利用集積計画の決定について、19ページから116ページの879番までの利用権設定分を議題とします。

同居の親族にかかわる案件がございますので、井野義美委員の退室を求めます。

(4 番井野義美委員退室)

○事務局(平下) 議案第72号農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

議案第72号農用地利用集積計画のうち、19ページの62番から85ページの172番の農地中間管理事業分の申出につきましては、農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社が農地所有者から原則として10年間農地を借り受け、それを担い手農家に貸し付けることで農地の利用集積を図るものでございます。農地中間管理機構から担い手農家への貸し付けは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地利用配分計画が作成され、県の認可がおりた後、農業委員会に通知されることとなっております。なお、今回の案件が承認されれば、農地利用配分計画の縦覧を経て、次回以降の総会にて報告される予定になっております。

利用権設定につきましては、86ページの825番から116ページの879番までの55件でございます。内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が8件、新規設定が6件、賃借権の再設定が19件、新規設定が10件となっております。108ページの番号868番から116ページの879番までの12件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

井野義美委員の入室を求めます。

(4 番井野義美委員入室)

○議長(松田) 次に、117ページから123ページの所有権移転分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、鬼塚健太委員の退室を求めます。

(5番鬼塚健太委員退室)

○事務局(平下) 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、117ページの番号880番から123ページの番号893番までの14件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

鬼塚健太委員の入室を求めます。

(5番鬼塚健太委員入室)

○議長(松田) 議案第73号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、125ページから126ページまでを議題とします。

○事務局(富永) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願が1件ございましたので、御説明いたします。

議案書125ページから126ページをごらんください。

願出人は清武町に在住の認定農業者でございます。平成30年2月19日の父の死亡により農地を相続することになり、農地9筆について相続税の猶予を受けたいということでございます。

農地の相続税納税猶予につきましては、相続人が農業を営んでいた被相続人から農地などを相続し、農業を継続する場合に限り、相続人が死亡する日まで相続税の納税猶予額を免除する制度でございます。

被相続人の要件としましては、対象農地で死亡の日まで農業を営んでいた人、また贈与税の納税猶予の特例の適用に係る農地等の生前一括贈与をした人でございます。

相続人の要件としましては、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業を行うと認められる人でございます。

また、農地の生前一括贈与と同様に、納税猶予が全てまたは一部打ち切られる場合がございます。

以上が農地の相続税納税猶予に関する説明でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第65号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます。その数1件でございます。

報告第66号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます。その数22件でございます。

報告第67号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数8件でございます。

報告第68号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数22件でございます。

報告第69号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてございまして、その数2件でございます。

報告第70号は、相続等による権利移動についてございまして、その数11件でございます。

なお、報告第65号、第66号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第67号、第68号につきましては、過去の総会において承認され、会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第11回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時50分閉会